18
第十三章（競争）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。
(a) 同章の規定の実施を監視すること。
(b) 必要に応じ、次に掲げる附属書に定める経過措置に基づく義務を履行するための措置を含め、同章の規定の実施並びに同章の規定に基づく締約国による競争に関する進展及び活動について、ＲＣＥＰ合同委員会に報告すること。
(i) 附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）
(ii) 附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）
(iii) 附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）
(iv) 附属書十三Ｄ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）
(c) 競争に関する問題についての締約国間の協力を促進すること。
(d) 第十三・六条（技術協力及び能力開発）の規定に基づく技術援助及び能力開発に関する活動についての締約国間の協力を促進すること。
(e) 競争に関する問題（同章の規定の下で生ずる問題を含む。）についての締約国間における情報交換を促進すること。
(f) 全締約国によるコンセンサス方式によって同章の規定を見直すこと。

19
(a) 第十六章（政府調達）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。適当であり、かつ、合意される場合には、協力活動（例えば、第十六・五条（協力）に規定するもの）を円滑にすること。
(b) 第十六・六条（見直し）の規定に基づいて行われる同章の規定の見直しを円滑にすること。

第十九章　紛争解決

第十九・一条　定義

この章の規定の適用上、
(a) 「申立国」とは、第十九・六条（協議）１の規定に基づいて協議を要請する一又は二以上の締約国をいう。
(b) 「全紛争当事国」とは、申立国及び被申立国をいう。
(c) 「紛争当事国」とは、申立国又は被申立国をいう。
(d) 「被申立国」とは、第十九・六条（協議）１の規定に基づいて協議を要請される締約国をいう。
(e) 「手続規則」とは、ＲＣＥＰ合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則をいう。
(f) 「第三国」とは、第十九・十条（第三国）２の規定に基づいて通報する締約国をいう。

第十九・二条　目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

第十九・三条　適用範囲（注）

注　非違反措置に関する申立ては、この協定の下では認められない。

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、次の(a)の事項及び(b)の場合について適用する。
(a) この協定の規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争の解決
(b) 締約国が、他の締約国の措置がこの協定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行しなかったと認める場合

2　第十九・五条（場の選択）の規定に従うことを条件として、この章の規定は、締約国が締結している他の協定により利用可能な紛争解決手続を利用する当該締約国の権利を害するものではない。

1　この協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。

2　パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、ＷＴＯの紛争解決機関によって採択されるＷＴＯの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。（注）

注　この協定に組み込まれていない世界貿易機関設立協定の規定に関し、締約国は、この２の第一文の規定が、パネルがＷＴＯの紛争解決機関によって採択されるＷＴＯの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討することを妨げるものではないことを確認する。

3　この章の規定に従って行われる全ての通報、要請及び回答は、書面によるものとする。

4　全紛争当事国は、紛争について相互に合意する解決を得るため、紛争のあらゆる段階において、協力及び協議を通じてあらゆる努力を払うよう奨励される。全紛争当事国は、相互に合意する解決が得られた場合には、他の締約国に対してその合意の条件を共同で通報する。

5　この章に定める期間については、全紛争当事国の合意により変更することができる。ただし、その変更が第十九・十条（第三国）に定める第三国の権利を害しない場合に限る。

6　締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他の締約国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、その紛争を迅速に解決することは、この協定が効果的に機能し、かつ、締約国の権利と義務との間で適正な均衡が維持されるために不可欠である。

第十九・四条　一般規定

1　紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、また、その選択した場以外の場を利用してはならない。

2　この条の規定の適用上、申立国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に従ってパネルの設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従って紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとする。

3　この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意する場合には、適用しない。

第十九・五条　場の選択

1　締約国は、第十九・三条（適用範囲）１に定める事案について、他の締約国との協議の要請（以下この章において「協議要請」という。）を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議要請について妥当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。

2　１の規定に基づいて行われる協議要請には、当該協議要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。

3　申立国は、１の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4　被申立国は、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該協議要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該協議要請が行われた日が、被申立国が当該協議要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5　被申立国は、次のことを行う。
(a) １の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。
(b) 他の締約国に対して(a)に定める回答の写しを同時に提供すること。

6　被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。
(a) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後十五日の期間
(b) その他の事案については、１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日の期間